

## 新潟県条例第15号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
(補償基礎額) <b>第5条</b> この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略) (5) <u>給料を支給される職員</u> <u>法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額</u>	(補償基礎額) <b>第5条</b> この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) (略)

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。